



日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および家族の介護負担の軽減等を行います。また、「共に生きる」の基本理念のもと、地域で暮らす障がいのある方に、日中生き生きと活動できる場を提供します。

<利用方法>

- ・高島市の方は、高島市障がい福祉課または各保健センターにサービス利用申請後、高島市から利用決定通知書が発行された方
- ・高島市以外の方は、各市の担当課にサービス利用申請後、各市から利用決定通知書が発行された方

<活動場所> : わになろう

<利用定員> : 10名

<開所日>

- ・午前：月～金曜日 (8:30～9:30)
- ・午後：火曜日、金曜日 (15:45～19:00)

<開所時間・サービス提供時間>

- ・8:30～9:30、15:45～19:00

<予約受付>

- ・毎月10日から翌月分を受け付けます（受付時間：月曜日～金曜日の8:30～17:00）

<持ち物>

- ・薬（服薬されている方）、着替え、お茶、その他必要な物

<利用料金>

- ・高島市が定める利用料金
サービス利用料金の5%の利用者負担金をお支払いいただきます。ただし、決定通知書の費用負担欄に非課税と記載の方については利用料金は発生いたしません。
- ・その他料金については、日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用や活動等にかかる材料費などの実費をお願いします。
- * 高島市以外の方は、各市の定める利用者負担金をお支払いいただきます。

<利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法について>

- ・利用者負担金、その他費用については、1ヶ月ごとに計算しご請求します。
翌月の20日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- | | |
|---|--|
| ア | 金融機関口座から自動引き落とし
(手続きが必要ですので申し出てください。) |
| イ | 窓口での現金支払い |

- ・余暇活動にかかる材料費、参加費については当日お支払いいただきます。

<利用の中止、変更について>

- ・定員(10名)になり次第お断りする場合があります。
- ・サービス利用時37度5分以上の発熱がある時、または利用者本人の体調が思わしくない時はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・サービスに変更がある場合は、連絡をお願いします。
- ・警報等で施設がサービスを休止した場合、午前の利用の場合は午前8時15分までに連絡をします。

<苦情等の受付について>

- 1、サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00

○利用者相談係 <苦情受付窓口> 主任 石倉 しのぶ
<苦情解決責任者> 副施設長 提中 美穂

2、第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することも出来ます。

<第三者委員>

福井 節子	高島市安曇川町	(0740)32-1931
山川 和子	高島市新旭町	(0740)25-3967
浦島 利昭	高島市朽木	070-8377-0384

<虐待防止に関する相談窓口>

○利用者相談係 <受付窓口> 主任 石倉 しのぶ
<解決責任者> 副施設長 提中 美穂

○受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00

※引き続き、利用を希望される場合は、年度が変わる毎に高島市・高島市以外各市に申請していただき「利用決定通知書」が届きましたら、わになろうへご提示願います。(コピーさせていただきます)

〒520-1511
滋賀県高島市新旭町藁園2607番地
わになろう
電話 0740-25-8276
fax 0740-25-4017